

## 行政運営の基本理念・原則となる条例(要綱案)に対する府民意見の概要

区分	ご意見・ご提案(要旨)	京都府の考えかた
基本理念	基本理念として、人が連携を持って人を大切にし、心豊かに支え合うことが大切である。	この条例の基本理念の第一として示しております「人を大切にし、人がつながり支え合う、心豊かな社会づくり」については、この条例の基本的な考え方である、府民一人ひとりの個性や能力が尊重され、それぞれの多様性を受け入れ、ともにつながり支え合うことのできる、「共生」の視点を基本としたものです。ご意見の考え方は、まさにこの理念がめざすものであると考えております。
	個人の尊厳と人権が尊重されるために、人々が助け合い、一体感のある社会が築かれることの重要性がうたわれていることに共感する。府民はもちろん、行政全体がそのような意識で取り組まれるよう期待する。	この条例の基本理念の第一に、「府民が人間として大切にされるために、府民同士が尊重し合い、つながり、支え合う、人にやさしい社会を実現すること」を掲げております。この理念を、府政運営や地域づくりにおいて基本とする、最も大切な考え方として明確に位置付け、府民の皆様と共有しながら行政を進めていきたいと考えております。
基本原則	府民の声を反映する際に、積極的に意見を言わない府民の思いをどう反映するのか。また、どのように府民の参画を拡大していくのか。	基本原則の一つに「府民のだれもがその立場や状況に応じて、その自由な意思により、様々な手法で社会の活動に参画できる」ことを掲げておりますが、府民や民間の団体等に積極的に地域の取組に参画していただくことが大切であると考えております。さらに、府民それぞれが置かれた状況にも配慮して、より幅広い皆様に参画していただけるよう多様な参画の機会をつくっていきたくと考えております。
	府民の生の声をしっかり踏まえる組織であることが必要である。	府では、これまでから、現地・現場の視点で府民の声を府政運営にいかしていくことを行政を進めていく上での基本としているところです。府民の声やニーズを十分に把握しこれにこたえていくこと、政策の立案や実施等の過程において府民に参画いただく機会を設けることなどを、基本原則にも規定していくこととしております。
	地域社会で共生・共助を進めていくためには、一人ひとりが前向きに行動や対話をして取り組んでいくことが必要である。	この条例の基本理念に、「府民が自ら主役となり、地域の魅力を高める自立した社会づくり」を掲げておりますが、それを実現するための基本原則の一つとして、府民の参画と協働を尊重し、支える府政運営を示しております。
	府民や市民の一人ひとりが、思い、考え、行動することが必要である。	地域のことを最もよく知っている地域住民のご意見や取組を、府政運営や地域づくりにいかしていくことが、地域の特徴をいかし、地域を元気にしていくことにつながると考えております。
	市のほか、全体の行政が調和のある運営を進めることが必要である。	府は市町村を包括する広域自治体として、まず、住民に最も近く、地域や住民が求めていることを的確に把握している市町村の活動を尊重し、必要に応じて補完するとともに、災害対策や疾病予防など市町村の地域を越えて実施することが効果的な分野を分担するなど、総合的な視点から府民の皆様へ質の高い行政サービスを提供することが必要であると考えており、そうした内容を、基本原則の中に規定していくこととしております。
府と京都市が府市協調して施策を進めると同時に、府と府内の市町村も協調して施策を進める体制が必要である。		

	<p>府内の自治体間の格差を是正する取組を、府に求めたい。</p>	<p>府は市町村を包括する広域自治体として、まず、住民に最も近く、地域や住民が求めていることを的確に把握している市町村の活動を尊重しながら、市町村の財政状況等を踏まえて、必要な場合には、府民への行政サービスが低下することのないよう連携、協力し、補完していくことを基本原則の中に規定していくこととしております。</p>
<p>基本原則</p>	<p>府と京都市のこれまで以上の連携強化が不可欠である。試験研究や産業振興、資格試験、啓発イベントなどでより踏み込んだ枠組みを作り、具体化する必要がある。表彰や啓発イベントなどは、特に重複していると感じる。未だにそれぞれの役割を無理に分担する形で棲み分けているのが実情ではないか。これらについてスピーディな改革を進めるべきだ。</p>	<p>ご意見の、京都府と京都市との協調関係については、府政を進めていく上で大変重要であると考えております。両者が切磋琢磨し、良い政策をつくり出していくことによって住民生活の向上に大きく寄与することができる反面、無駄や不便さの原因となるおそれがあります。府と京都市とはこれまでから、定期的な協議の場などを設け、観光分野をはじめ様々な施策を協調しながら進めてきておりますが、この条例でも京都市との協調関係を踏まえて規定することとしています。</p>
	<p>府市協調を、今後とも連携して進めて欲しい。</p>	
	<p>府と滋賀県など近隣自治体との連携が、さらに進められることを期待する。</p>	<p>府では、既に大規模災害など府域を越える課題等に対して、近隣の府県等と連携して対応するための体制づくりに取り組んでおりますが、隣接する滋賀県とは環境などいろいろな課題について知事同士が協議を行う機会を定期的につつなど、さらに幅広い分野で連携を進めております。広域化、複雑化する行政課題に対応し住民のニーズにこたえていくため、国や他の自治体と連携した府政運営の基本的なあり方について、基本原則の中にも規定していくこととしております。</p>
<p>知事等の責務</p>	<p>地域の魅力を高め合う自立した社会を実現するためには、京都の魅力を知らることが重要である。そのために、まず、行政の職員が京都の文化や伝統について知る必要がある。</p>	<p>この条例においては、知事その他の執行機関には、基本理念、基本原則に基づいて、府民とともに地域の課題に対応し、府政を運営するために必要な能力を有する職員を育成する責務があることを示すこととしております。ご意見の趣旨についてもしっかりと承ってまいります。</p>